

各労働基準監督署長 殿

滋賀労働局長
(公印省略)

交通労働災害防止対策の徹底について

当局の交通労働災害防止対策については、これまでも、安全衛生行政の重点課題の一つとして、労働基準関係法令、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準」という。）」及び平成20年4月3日付け基発第0403001号「交通労働災害防止のためのガイドラインの改正について（以下「ガイドライン」という。）」の周知徹底などを図ってきたところである。

その結果、別紙の通り、建設業での災害が、また、運輸行政の取組とも相まってトラック運転手の災害が、さらに、エアバッグやABSの普及等車両の安全化や警察行政による安全意識啓発等も相まって業種横断的に自動車運転の災害が、いずれも劇的に減少してきた。

そうした中で、残された課題である道路工事における交通誘導警備員や新聞配達員の交通事故の防止への重点化が必要になっているほか、死亡災害の絶滅に向けて、トラック運転手その他の交通事故防止も効率化を図りつつ更なる推進が必要である。また、ガイドラインの改正による睡眠時間への配慮の追加など、重点とすべき施策内容が更新されている。

このような状況を受け、平成28年9月18日付け基発第579号「当面の交通労働災害防止対策の推進について」を踏まえつつ、今後の当局における交通労働災害防止対策を下記に示すところとしたので、その徹底に遺漏なきを期されたい。

おって、平成17年12月21日付け滋労発基第661号「交通労働災害防止対策の徹底について」は、本通達をもって廃止する。

記

(1) 関係資料の作成

事業者及び事業主団体による自主的安全活動や、署の集団指導等において活用できるように、必要に応じて交通労働災害事例や、統計・原因分析の資料の作成を行うとともにホームページに掲載する。

(2) 関係機関等への働きかけ

警備業やその元請となる建設業界・発注機関、新聞販売業をはじめ、事業主団体、労働災害防止団体等への協力要請を行う。また、署が高速道路を含め災害情報を円滑に入手できるように、県警をはじめ関係機関との関係構築に努める。その他、「滋賀県交通安全計画」の推進に協力するとともに、必要に応じて「滋賀県交通労働災害防止関係機関連絡協議会」を開催する。

(3) 交通労働災害防止に関する意識高揚のための方策の実施

交通労働災害防止に関する意識高揚のため、陸災防滋賀県支部開催の「交通事故防止総決起大会」への協力、その他関係団体開催の安全大会等への支援を行うほか、2(4)により取り組む。その他、必要に応じて広報活動を行う。

2 署の実施事項

(1) 災害調査等

①対象、手法

労働災害への災害調査又は災害時監督については、当行政の果たすべき役割に鑑み、交通事故当事者に係る事業場（非被災側を含む。）を管轄する署において、主として当事者事業場における交通労働災害防止対策の実施状況対策について調査すること。車線規制工事及びそれに準ずるものは過失割合に関わらず当該工事への調査を行うこと。なお、事故当事者の両事業場へ立ち入る場合は、調査等復命書の作成は別々に行うことでも差し支えない。

また、過失割合が特に低いと思われる等により、調査等を行わない一方当事者の事業場に対しても、(6)の文書指導等を積極的に行うこと。

災害発生場所を管轄する署では、死亡災害のほか、行政上注目すべき事案又は事業場管轄局署から調査要請のあった事案は、現場を管轄する警察署への聞き取り等により災害発生状況の確認に努め、3により事業場管轄署へ情報提供すること。

その他、対象及び手法に関して上記に定めのない事項は、別に定めるところによる。

②調査内容

災害調査、災害時監督に当たっては、様式第1号「交通労働災害にかかる災害調査等付表」を作成すること。ただし、車線規制工事等における交通誘導警備員の労働災害については、様式第2号「車線規制工事等における交通誘導警備員の交通労働災害にかかる災害調査付表」を作成すること。

(2) 監督指導

①加害運転者所属事業場に対する監督指導

労働者の被災がなくとも、死亡事故など行政上注目すべき交通事故を発生させ

た加害運転者の所属事業場に対し、必要に応じ監督指導を行うこと。

②自動車運転者の労働時間等労働条件確保のための監督指導

自動車運転者の労働時間等労働条件確保のための監督指導に当たっては、労働基準法等の履行確保、「改善基準」の徹底を図ることはもとより、交通労働災害防止についても「ガイドライン」に基づいた必要な指導等を行うこと。

③建設業に対する監督指導

交通誘導警備員を配置する車線規制工事、幹線道路等に隣接する工事への監督指導に当たっては、災害調査付表の項目を参考にしつつ、必要な指導啓発を行うこと。

(3) 個別指導

運輸交通業、二輪自動車を保有する事業場、交通誘導警備員を配置する車線規制工事等、幹線道路等に隣接する工事に対する個別指導に当たっては、主眼に関わらず、交通労働災害防止について必要な指導を行うこと。

交通労働災害を契機とした個別指導に当たっては、「ガイドライン」の周知徹底を含めた交通労働災害防止対策について必要な指導を行うこと。

(4) 集団指導

必要に応じ、交通労働災害多発業種・事業場等を対象とした集団指導を実施すること。また、他の目的の集団指導においても、Gマーク取得・自動ブレーキ車やドライブレコーダーの順次導入などを積極的に勧奨するほか、適宜、「ガイドライン」の周知に努めること。

(5) 安全管理特別指導事業場制度の活用

死亡・重大災害発生事業場、交通労働災害多発事業場等で、安全衛生管理上問題があり、安全衛生管理体制の整備及び安全教育の計画等年間を通じた継続的な指導を要する事業場については、安全管理特別指導事業場制度の積極的活用を図ること。

(6) 文書指導

交通労働災害のうち、(1) から (3) までの調査・指導の対象としないものは、必要に応じて、指導文書を手交すること。

3 その他

交通労働災害の発生事案は、マスコミ報道、警察情報、労働者死傷病報告、労災保険請求等により把握に努めること。

また、当局内で発生した他局管内の事業場にかかる死亡災害は、局を經由して関係局に通報を行う必要があるため、署は把握した都度、局健康安全課に通報すること。なお、当局内の他署管内の事業場に関しては、署々間で通報するものとする。

被災事業場の管轄署は、死亡災害報告に当たって、通知内容に不足がある場合等には、自ら又は発生地管轄署への依頼により追加で必要な調査を行うこと。

